

資料

# 林地台帳制度について

平成28年12月

林野庁計画課

# 1. 林地台帳制度創設の背景等

- ・森林・林業・木材産業を巡る課題
- ・森林所有者の特定が困難な森林の増加
- ・森林所有者や境界の明確化に向けた取組
- ・林地台帳により期待される効果

# 2. 林地台帳の概要

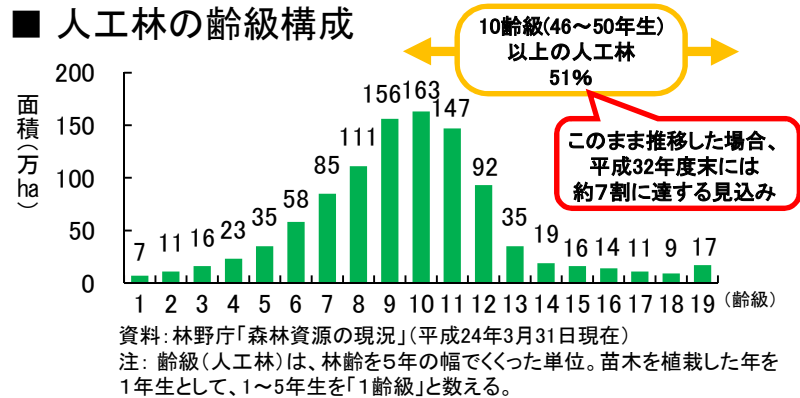
- ・林地台帳とは
- ・作成主体と対象森林
- ・林地台帳の記載事項
- ・森林の土地に関する地図
- ・林地台帳及び地図の整備の進め方
- ・林地台帳の整備・運用のスケジュール
- ・林地台帳の運用
- ・林地台帳の管理・活用
- ・森林・林業施策の方向性

# 林地台帳制度創設の背景等

# 森林・林業・木材産業を巡る課題

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中、国産材需要は、住宅用などの従来の需要に加えて、CLT・耐火部材等の新製品の開発や木質バイオマスの利用などにより拡大の兆し
- 充実した森林資源を循環利用(伐って、使って、植える)して、林業の成長産業化、地方創生につなげていくことが重要な課題

## ■ 人工林の齢級構成



## ■ 国産材需要拡大の兆し

木材加工施設の整備が進み、H23年以降、稼働(予定)の主な工場の原木消費量は190万m<sup>3</sup>に相当。

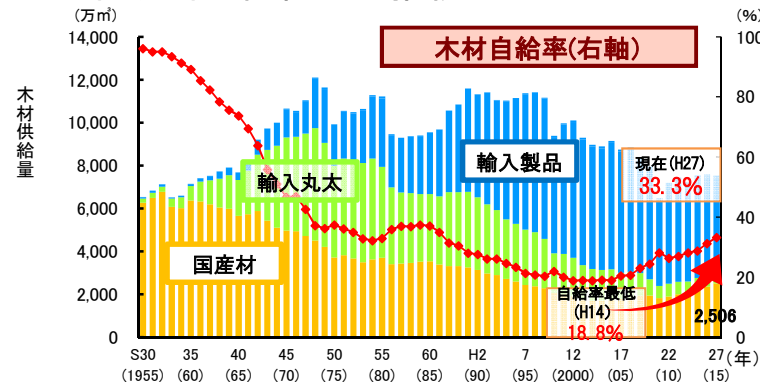
CLT※、耐火部材等の新たな製品の開発・普及が進展。(平成26年度までに全国で9棟がCLTを構造材として活用。平成27年度はさらに10棟以上が竣工見込み。)

固定価格買取(FIT)制度の開始により、木質バイオマスのエネルギー利用が進展。(平成27年7月末現在、20件の木質バイオマス発電施設(未利用木材を利用)が稼働中。)

※Cross Laminated Timberの略称で、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。



## ■ 木材(用材)供給量の推移

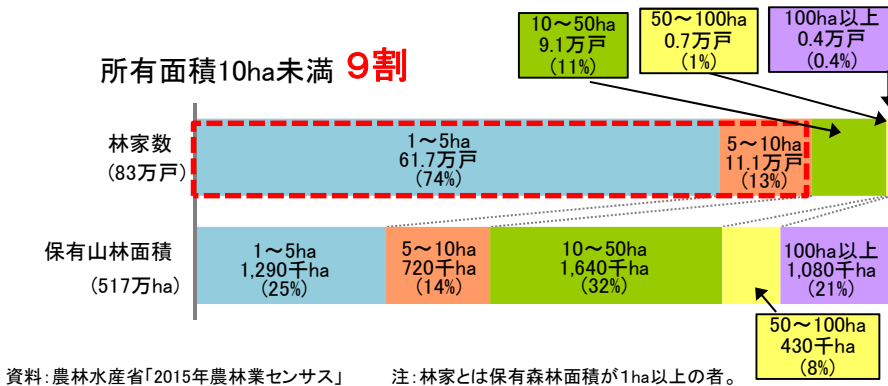


資料: 林野庁「木材需給表」

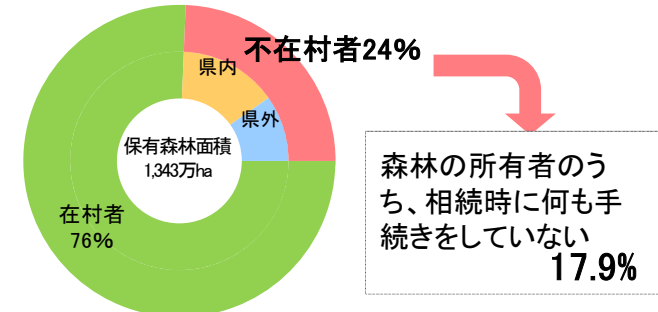
# 森林所有者の特定が困難な森林の増加

- 我が国の森林所有構造は、所有面積10ha未満が林家数の9割を占めるなど小規模・零細であり、施業の集約化により意欲ある森林組合や林業事業者が効率的な森林整備や林業生産を推進していくことが必要
- 一方、森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林が増加しており、施業集約化に多大な労力がかかっている現状

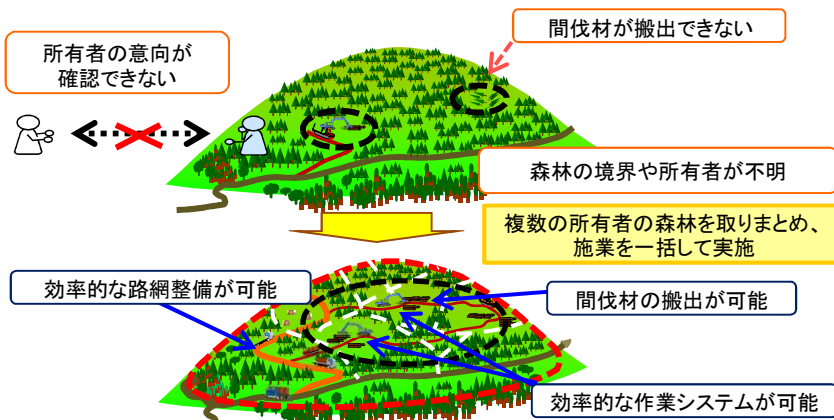
## ■ 林家の保有山林面積



## ■ 不在村者保有の森林面積の割合



## ■ 施業集約化の取組



## ■ 地籍調査の進捗状況 (H27年度末)

宅地	農用地	林地	合計
54%	73%	44%	51%

資料: 国土交通省

## ■ 施業集約化にあたっての負担 (H22年度) (人・日)

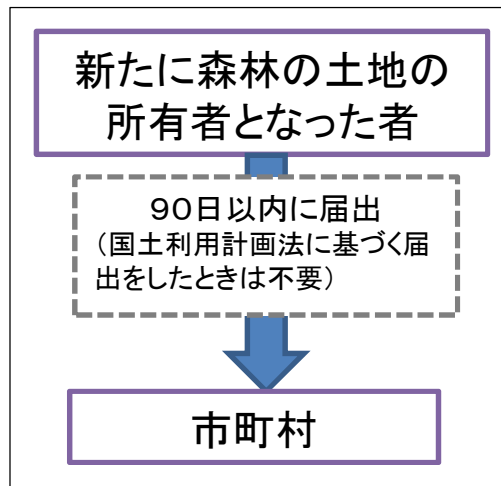
集約化に係る合意形成に要した負荷	1ha当たり	森林所有者1人当たり
森林境界の確認に要したもの	0.48	1.76
集約化提案から契約締結までに要したもの	0.35	1.29
合計	0.82	3.05

資料: 農林中金総合研究所

# 森林所有者や境界の明確化に向けた取組

- 所有者・境界の明確化に向けては、これまでも、新たに森林の土地所有者となった旨の市町村長への届出制度の創設(平成23年森林法改正)や、「森林整備地域活動支援交付金」等の予算措置を通じた支援を実施
- こうした取組に加え、平成28年の森林法改正により、市町村が所有者や境界等の情報を林地台帳として整備する制度を創設

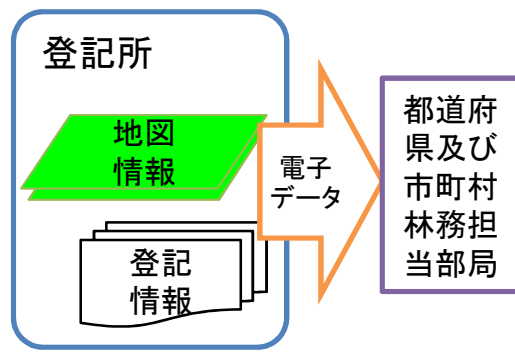
## ■ 土地所有者届出制度 (森林法第10条の7の2)



## ■ 森林所有者等に関する情報の利用等 (森林法第191条の2)

- ・新たな森林所有者に関する固定資産課税台帳の情報
- ・国土利用計画法に基づく土地売買届出情報の利用等

### 登記情報への対応



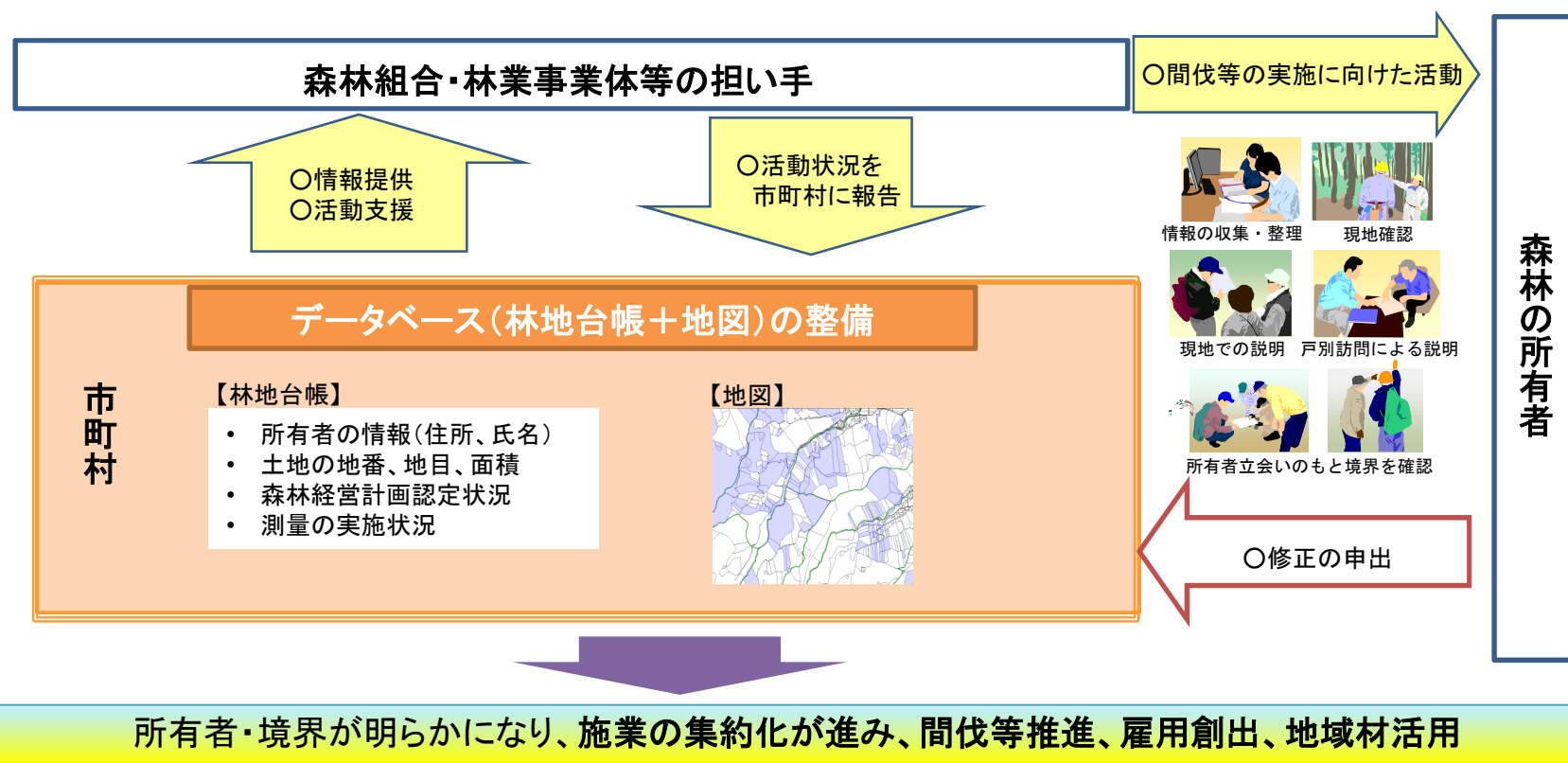
## ■ 森林整備地域活動支援交付金の概要



# 林地台帳により期待される効果

○ 森林整備の担い手である森林組合や林業事業者が、林地台帳として整備される森林の土地の所有者や境界に関する情報を活用することにより、森林施業の集約化の取組が推進されることを期待

- ① 森林の集約化が進み間伐等が可能となり、森林が健全化するとともに、地域の雇用創出につながる
- ② 地域材を利用する産業が活性化し、地方創生につながる
- ③ 所有者・境界が明らかになることで、伐採・造林の指導監督や災害復旧事業・公共事業等が円滑化



# 林地台帳の概要



# 林地台帳とは

- 従来は法務局や地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有し、まとまった形で整備されていない森林の土地の所有者に関する情報について、市町村が林地台帳として、統一的な基準に基づき作成・管理
- 平成28年5月に成立した改正森林法により制度化したもので、一定の準備期間(経過措置)を経て、平成31年度から本格的な制度運用を開始することとしており、それまでの間に都道府県の支援も得ながら必要な情報を整備
- 林地台帳及び台帳と併せて作成する森林の土地に関する地図については、施業の集約化に取り組む森林組合や林業事業者等の地域の森林整備の担い手に情報提供することにより、森林所有者への働きかけ等に活用(公表については個人の権利利益を害するものを除いて実施)

## (林地台帳の作成)

第九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

## (林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

第九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。

# 作成主体と対象森林

- 林地台帳は、森林法に基づいて森林所有者等に対する指導・監督を担う地域に密着した行政主体である市町村が作成
- 林地台帳や地図の情報整備は、都道府県の有する森林情報や森林計画図の活用が不可欠であることから、都道府県の支援を得ながら準備作業を実施
- また、林地台帳の対象となるのは、地域森林計画の対象となっている私有林（地域森林計画の対象森林は、都道府県が森林法第5条に基づき定めているもの）

## 市町村



### （私有林行政に係る市町村の主な業務内容）

- ・市町村森林整備計画の策定
- ・森林経営計画の認定
- ・伐採及び伐採後の造林の届出受理
- ・伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令
- ・無届伐採に係る伐採の中止命令・造林命令
- ・要間伐森林の通知、施業の勧告
- ・森林の土地の所有者となった旨の届出受理

### （再掲）（林地台帳の作成）

第九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている私有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。（略）

# 林地台帳の記載事項

- 林地台帳の記載事項は、施業の集約化に必要な土地の所有に係する最小限の情報とし、森林資源などの情報については、都道府県が保有する森林簿等の情報と連携した活用を想定
- 林地台帳の元となる情報については、法務局の登記情報や都道府県の森林簿など、既存の情報を活用(情報元で確認できない項目は記載不要)
- 記載事項のデータについては、情報を効率的に活用していく観点から、国が標準仕様を提示して、ファイルの種類やデータ形式、データ定義などの統一化を推奨

## 林地台帳記載事項

記載事項	所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	登記簿上の所有者				現に所有している者、所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等			
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
																済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日					
元となる情報	登記情報			森林簿情報	登記情報				森林の土地所有者届出、森林簿情報等				登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等			森林簿				

森林の土地の所有者、所在、境界に関する既存情報(①法務局が保有している不動産登記簿、②都道府県が保有する森林簿、③森林組合が有する境界情報(補助実績)等)を関係者から集めて作成

## <参考> 林地台帳データ仕様

### ・林地台帳のデータの標準仕様

(ファイルの種類・命名規則・データ形式、半角文字使用ルール、DBフィールド名・データ定義等)

## ○ファイルの種類と命名規則

表 I - 1 - 1 林地台帳データファイルの命名規則

項番	種類	ファイル命名規則
1	地番関連情報テーブル	999999_yyyymmdd_地番関連情報.CSV
2	林小班関連情報テーブル	999999_yyyymmdd_林小班関連情報.CSV
3	相関表テーブル	999999_yyyymmdd_相関情報.CSV

a: 999999 : 市町村コード(総務省全国地方公共団体コードのうち市区町村コード)

b: yyyymmdd : 西暦4桁+月2桁+日2桁(日付はファイル作成日)

c: XXXXXXXX: 表 I - 1 - 1 に示す種類別ファイル名参照

## ○ファイル仕様(データ定義)<一部抜粋>

[9]数字形式(半角)、[H]半角文字列形式(全角不可)、[X]全角文字列形式(半角不可)、[D]日付形式(半角 9999/99/99形式)

### ①地番関連情報

No.	分類	フィールド名	エイリアス名	Key	必須	データ型	桁数	コード表	備考
1	連番	ID	連番	○	○	9	10	-	システムにより自動的に行ごとに付けられる重複しない連番
2	地番識別情報	TKEY	地番識別情報		○	X	255	-	「都道府県～記号～地番玄孫番までを結合した識別情報」※
3	都道府県	TPrefCD	都道府県コード		○	H	2	○	総務省全国地方公共団体コードの上2桁
4	市町村	TCityCD	市町村コード		○	H	4	○	総務省全国地方公共団体コードの下4桁
5	登記簿上の所在情報	Tsyoza	所在		○	X	100	-	全角文字列形式とする。
6		TKigo	記号		-	H	10	-	山地番の記号「Y」や「甲」「乙」等の記号を地番本番と分けて管理する場合に使用可能とする。
7		Tchban	地番		○	H	50	-	半角文字列形式とする。地番本番～玄孫番までハイフン(-)で結合する。
8	登記簿情報	TName	氏名・名称		○	X	100	-	登記簿データの漢字氏名、外字を含む場合は外字コードを入力
9		TAddr	住所		○	X	100	-	登記簿データの漢字住所、外字を含む場合は外字コードを入力
10		TKyoyu1	共有		-	9	1	-	1:有
11		ToukiYMD	登記年月日		○	D	-	-	
12		TTimcCD	登記地目コード		○	H	2	○	
13		Tmen	面積		○	9	7,4	-	登記簿の面積(小数第4位)

～

詳細は、HPで公開

# 林地台帳の記載事項(各項目の内訳1)

- 土地の所在や地番、地目、面積については、登記情報を元に土地の筆毎に記載
- 林小班については、都道府県が保有する森林資源情報等と連携した活用にも資することを目的として記載
- 所有者の情報については、登記簿上の情報のほか、必ずしも相続登記がなされていない現状も踏まえ、「現に所有している者、所有者とみなされる者」についても記載

## 林地台帳記載事項

記載事項	所在	地番	地目	面積(ha)	林小班	登記簿上の所有者				現に所有している者、所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等			
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
																済・未済	実施年月日	済・未済	実施年月日					
元となる情報	登記				森林簿情報	登記情報				森林の土地所有				登記所備え付け地図等		事業実績等			森林経営計画の認定の情報等		森林簿			

・「所在」、「地番」、「地目」、「面積」は、登記簿上の情報を筆別に記載  
 ※地番に山地番や耕地番を示す記号、甲乙等の記号が地番に含まれる場合は記号を含めて記載

・「林小班」の情報は、地番別に整理  
 森林簿上の林班番号及び小班番号を記載

・「所有者の氏名」等は、第三者に対する対抗要件である登記簿上の所有者(※)を記載するほか、実際に森林を管理している者も記載  
 ※登記年月日に関わらず、全て記載  
 ・共有の場合は、別表の共有者一覧で整理  
 ・地籍調査の実施年月日などについては、情報元の登記情報等に含まれていない場合は記載不要

## 林地台帳の記載事項(各項目の内訳2)

- 境界に係る測量の実施状況については、地籍調査に関する情報のほか、境界明確化の事業の成果など、境界確定に資する測量に関する情報についても記載
- 森林経営計画や公益的機能別施業森林については、認定や指定の状況などの情報を記載

### 林地台帳記載事項

記載事項	所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	登記簿上の所有者				現に所有している者、所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等			
						氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	届出年月日	記載年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
																済・未済	実施年月日	済・未済・一部実施	実施年月日					
元となる情報	登記情報				森林簿情報	登記情報				森林の土地所有者届出、森林簿情報等				登記所備え付け地図等		事業実績等		森林経営計画の認定の情報等			森林簿			

「境界に係る測量の実施状況」は、地籍調査終了箇所ではその情報、地籍未了地は森林整備地域活動支援交付金などの事業により得られた結果を記載

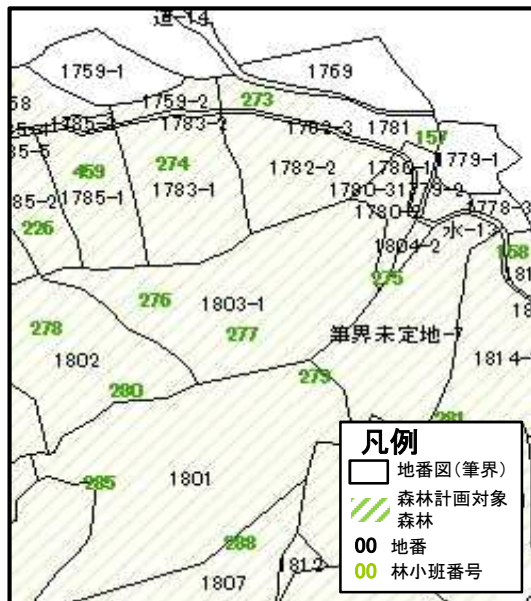
「森林経営計画の認定状況」は森林簿や森林経営計画認定書を確認して記載

「公益的機能別施業森林等」は、市町村森林整備計画や森林簿を確認して記載

# 森林の土地に関する地図

- 林地台帳に付帯する地図は、林地台帳に記載された森林の土地の所在を明らかにするために作成
- 土地の正確な所在や境界については、地籍調査の実施状況に応じて情報の精度が異なることから、地図については地域の状況に応じて作成
  - ・地籍調査が完了している森林については、地籍図を活用して地図を作成
  - ・地籍図が活用できない場合は、森林計画図をベースとして活用して地番を表示（筆界(地番界)は記載せず、また、複数の地番をまとめて表記することも可）
- 地図の縮尺は森林計画図と同じ5,000分の1を基本とし、細部の表示が必要な場合は付図をつけることも可

地籍調査成果が利用できる場合

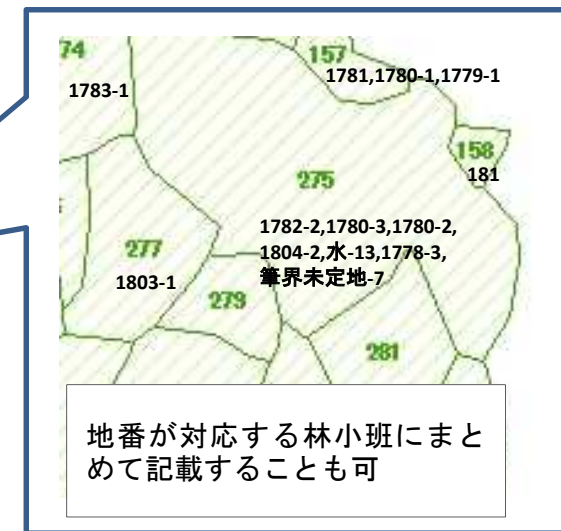


※林小班番号は任意

地籍調査成果が利用できない場合  
(森林計画図をベースに作成)



※筆界(地番界)は記載しない



# 林地台帳及び地図の整備の進め方

- 林地台帳及び地図の整備には都道府県による支援が不可欠であることから、都道府県が、①市町村の保有する情報や意向等を把握し、②整備方針や都道府県と市町村の役割分担を検討
- 整備方針に基づき、都道府県が林地台帳原案を作成し、市町村に提供
- 市町村は、自らが保有する情報(所有者届出、森林経営計画の認定状況等)を活用し、林地台帳原案を追加・修正

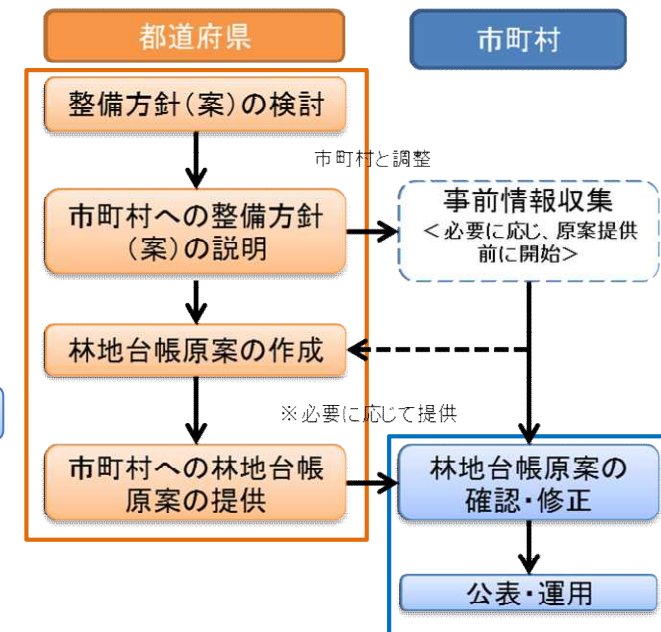
## 都道府県の作業(整備方針の作成、原案作成・提供)

- 森林簿における地番情報の有無や、地籍調査の進捗状況に応じて、必要な作業が異なるため、都道府県が、
  - ・都道府県、市町村が保有する情報の種類、管理状況
  - ・市町村における森林GISの整備状況
  - ・林地台帳等の活用に関する市町村の意向
 等を把握し、整備方針(案)を作成し、市町村と調整
- 登記情報や森林簿等を活用し、林地台帳及び地図の原案を作成し、市町村に提供

## 市町村の作業(原案の情報確認・追加・修正、公表等準備)

- 森林の土地の所有者届出や、森林経営計画の認定状況等、市町村が保有する情報等をもとに、林地台帳原案の記載内容を確認し、情報を追加・修正
- 林地台帳の情報量や、管理システムの導入・整備見込み等を踏まえ、公表や情報提供の方法を検討し、準備作業を実施

## 標準的な整備の進め方





## 林地台帳及び地図の整備の進め方(パターン分け)

- 地域によって異なる地籍調査の進捗や保有している情報等の実態に合わせて作業をパターン化
- 整備マニュアルでは、森林簿の地番情報の有無などにより複数の作業手順を記載

パターン	作成方法	パターンを選択する際の場合分け(例)	
		地籍調査の完了状況	森林簿・森林計画図に地番情報の記載がある
A	・森林簿の地番情報を利用して作成	○	○(地籍調査の結果を反映済)
		×	○(地籍調査以外の情報を反映済)
B	・地番界を示す地図と森林計画図を空間的に重ね合わせるにより作成	○	×(未反映)
		×	×(地籍調査以外の地番界を示す地図が有)
C	・公図や文献等を元に森林計画図に地番を手動で付与することにより作成	×	×(地番界を示す地図データの入手も困難)

※それぞれ、地番関連情報、林小班関連情報、相関情報を作成

「地番関連情報」: 氏名・地目など地番ごとに整理している項目

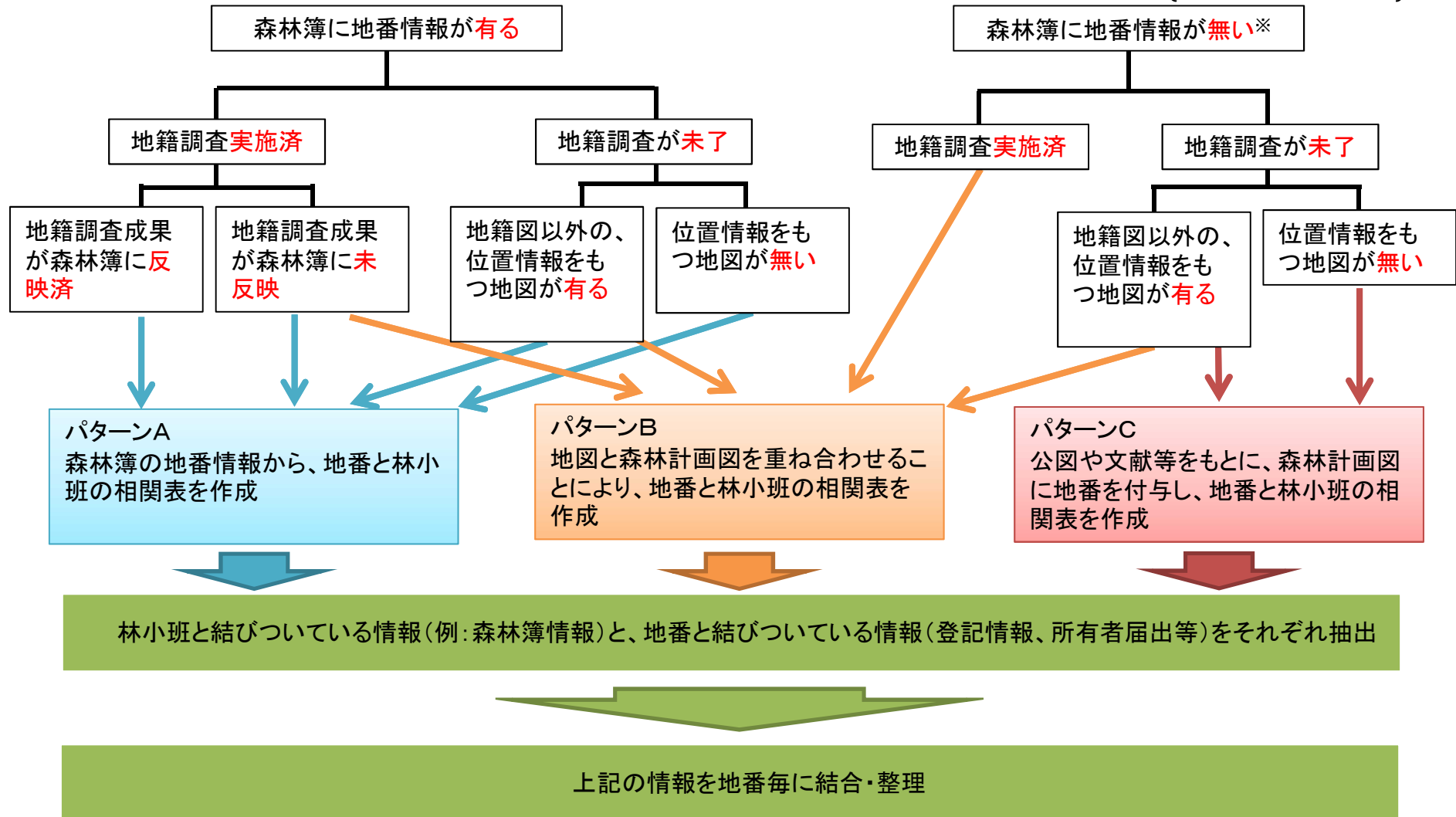
「林小班関連情報」: 森林経営計画、機能別のゾーニングなど林小班ごとに整理している項目

「相関情報」: 地番と林小班を結びつけるための情報

# 林地台帳原案作成パターン(イメージ)

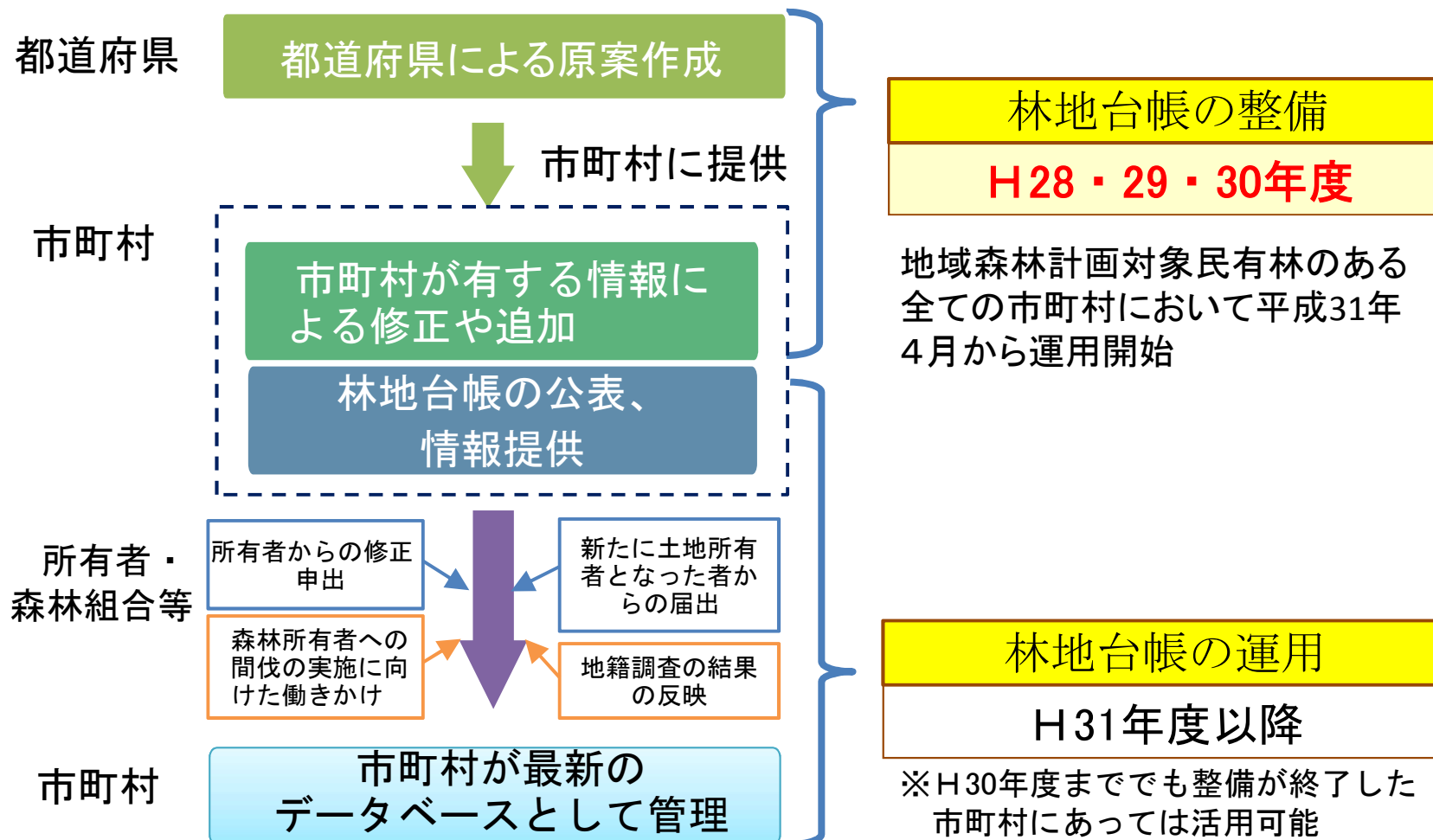
## 林地台帳原案作成パターン

※森林簿の地番表記が  
代表地番の場合を含む



# 林地台帳の整備・運用のスケジュール

- 林地台帳制度は改正森林法において、平成31年3月末まで経過措置を設けており、その間に情報を整理した上で台帳として公表
- 整備後は、台帳情報の一部を公表するとともに、所有者や林業事業者等へ情報提供
- 公表後、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申出等により徐々に精度を向上



# 林地台帳の運用

- 市町村は、①林地台帳及び地図の公表・情報提供、②所有者からの申出による修正、地籍調査実施結果や所有者届出に基づく更新、を実施

## 公表

- 林地台帳に記載された事項及び地図を公表

市町村の事務所等の**窓口での閲覧**。  
(所有者の氏名・住所は公表しない)



〔 権利を確定するものではないこと、売買等の資料としては使えないこと等の留意事項を付言 〕



## 情報提供(検討中)

- 以下の者に対しては、所有者の氏名・住所を含め情報提供が可能
- 当該森林の森林所有者又は当該森林の土地の所有者、隣接する森林の所有者等(当該森林所有者等から施業又は経営の委託を受けた者を含む)
- 当該森林が所在する都道府県において森林経営計画の認定を受けている者
- 都道府県、国

## 情報の修正・更新

- ・所在、地番、地目、面積
- ・登記簿上の所有者



登記情報を元に作成した情報であるため、登記情報の更新に合わせて、適時、林地台帳を更新

- ・現に所有している者
- ・境界に係る測量の実施状況
- ・森林経営計画の認定状況
- ・ゾーニング 等



所有者届出・修正申出や、関係部局から入手した情報をもとに、林地台帳を定期的に修正・更新

- ・林地台帳の対象となる民有林
- ・地図



地域森林計画の対象森林の区域に関する情報については、都道府県と調整

# 林地台帳の管理・活用

- 市町村では、林地台帳に関する機能を有する森林GISの導入や既存GISへの機能の付与により効率的な情報の管理・活用が可能
- 都道府県が有する森林資源情報(森林簿)と、林地台帳の所有者情報を連携して活用することが重要であることから、クラウド技術を活用した情報共有も推進

## <管理システムの機能(例)>

### 林地情報確認

#### 【機能】

- ・地番、林小班による検索、簡易地図表示  
(伐採届や所有者届の内容確認、  
公共事業における所有者確認)



### 情報修正・更新

#### 【機能】

- ・修正情報の入力  
・変更情報等の取込

### 閲覧・情報提供

#### 【機能】

- ・事務所における閲覧  
・帳票・図面の印刷  
・電子データによる情報提供

## <林地台帳情報と森林資源情報の連携>

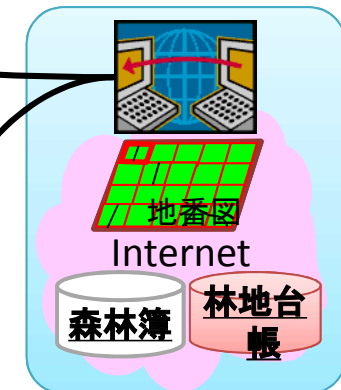
### 【林地台帳情報と森林資源情報を連携する場合の例】

#### 森林GISが導入されている市町村



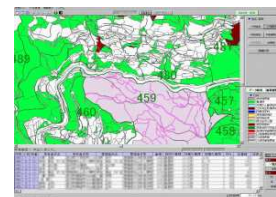
独自の機能、情報による分析(GISデータ)

インターネット上で林地台帳や森林資源情報の利用、更新を実施



クラウド技術による林地台帳と森林資源情報、図面等の連携の構築

#### 都道府県(クラウド管理者)



# 森林・林業施策の方向性

○ 所有者や境界の情報を整備するとともに、この情報を活用して森林施業を集約化し、効果的・効率的な森林整備を進めていくことが必要

## <多様で健全な森林の整備のイメージ>

